

市民税・都民税計算表

■所得控除一覧

種類		控除額	
雑損控除		申告書の手引き 9 ページを参照	
医療費控除	通常の医療費控除		
	セルフメディケーション税制		
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除	区分	支払保険料の額	控除額
	①新制度 (平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険契約)	12,000円以下	支払保険料の金額
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円
		56,001円以上	28,000円
		複数ある場合は、それぞれ求めた額の合計額(最高70,000円)	
	②旧制度 (平成23年12月31日までに締結した生命保険、個人年金保険契約)	15,000円以下	支払保険料の金額
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
		70,001円以上	35,000円
	・控除限度額は7万円となります。 ・一般生命保険料と個人年金保険料について、新制度・旧制度の双方で契約がある場合で、双方の控除額を適用する方は、新制度分は①により、旧制度分については②によりそれぞれ算出した金額の合計額(控除上限額28,000円)となります。		
地震保険料控除	区分	支払保険料の額	控除額
	旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の金額
		5,001円以上	支払保険料の金額×1/2+2,500円(最高10,000円)
	地震保険料	控除額	
		支払保険料の金額×1/2(最高25,000円)	
	双方で契約がある場合は、それぞれ算出した金額の合計額(最高25,000円)		

種類	控除額		人的控除の差
障害者控除	普通障害者	26万円	1万円
	特別障害者	30万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	22万円
ひとり親控除	女性	30万円	5万円
	男性	30万円	* 1万円
寡婦控除	26万円		1万円
勤労学生控除	26万円		1万円

種類		控除額	人的控除の差
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額		
	一般配偶者 S30.1.2以後生	900万円以下	33万円
		900万円超 950万円以下	22万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円
	老人配偶者 S30.1.1以前生	900万円以下	38万円
		900万円超 950万円以下	26万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円
	※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、「控除額」「人的控除の差」の適用はなしとなります。		

種類	控除額	人的控除の差
配偶者特別控除	※配偶者特別控除の表を参照	

種類		控除額	人的控除の差
扶養控除	一般 16歳以上19歳未満 (平成18年1月2日から 平成21年1月1日の間に生まれた方) 23歳以上70歳未満 (昭和30年1月2日から 平成14年1月1日の間に生まれた方)	33万円	5万円
	特定 19歳以上23歳未満 (平成14年1月2日から 平成18年1月1日の間に生まれた方)	45万円	18万円
	老人 70歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた方)	38万円	10万円
	同居老親等 老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の 直系尊属で同居の方	45万円	13万円

種類	控除額	人的控除の差
基礎控除	合計所得金額	
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
※合計所得金額が2,500万円を超え、基礎控除の適用がない方についても、「人的控除の差」の額は、5万円です。		

※配偶者特別控除

		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	控除額	人的控除の差	控除額	人的控除の差	控除額	人的控除の差	
	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円			
	50万円以上55万円未満	*3万円	*2万円	*1万円			
	55万円以上95万円以下	*0円	*0円	*0円			
	95万円超100万円以下						
	100万円超105万円以下	31万円	21万円				
	105万円超110万円以下	26万円	18万円				
	110万円超115万円以下	21万円	14万円				
	115万円超120万円以下	16万円	11万円				
	120万円超125万円以下	11万円	8万円				
※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、「控除額」「人的控除の差」の適用はなしとなります。	125万円超130万円以下	6万円	4万円				
	130万円超133万円以下	3万円	2万円				

※表中の*がついている部分は、所得税と市民税・都民税の所得控除額の実際の差とは異なります。

合計所得金額とは

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額(分離課税分は除く)の合計額です。

■税率一覧

【◆ 総所得に係る税率】

市民税	都民税
6%	4%

【◆ 均等割額】

市民税	都民税
3,000円	1,000円

【◆ 森林環境税(国税)】

1,000円

【◆ 土地・建物等譲渡所得に係る税率】

区分	市民税	都民税
短期譲渡	一般 5.4%	3.6%
	軽減 3%	2%
	一般 3%	2%
長期譲渡	優良(※1) 2.4%	1.6%
	(※1) 3%	2%
	居住(※2) 2.4%	1.6%
	(※2) 3%	2%

【◆ 株式譲渡所得等の税率】

区分	市民税	都民税
株式譲渡 一般	3%	2%
上場	3%	2%
上場株式等配当	3%	2%
先物取引	3%	2%

※1課税長期譲渡所得金額が2千万円以下は上段の税率を適用。

それを超える部分については下段を適用。

※2課税長期譲渡所得金額が6千万円以下は上段の税率を適用。

それを超える部分については下段を適用。

■税額控除一覧

【◆ 調整控除】(※1)

所得税と市民税・都民税の人的控除の差(※2)に基づく負担増を調整するため、所得割から以下の額を控除します。

合計課税所得金額	市民税	都民税
200万円以下	(ア) と (イ) のいずれか小さい額の3% (ア) 人的控除の差(※2)の合計額 (イ) 市民税・都民税の合計課税所得金額(※3)	(ア) と (イ) のいずれか小さい額の2% (ア) 人的控除の差(※2)の合計額 (イ) 市民税・都民税の合計課税所得金額(※3)
200万円超	{人的控除額の差(※2)の合計額－(市民税・都民税の合計課税所得金額(※3)－200万円)}の3% ただし、1,500円未満の場合は1,500円	{人的控除額の差(※2)の合計額－(市民税・都民税の合計課税所得金額(※3)－200万円)}の2% ただし、1,000円未満の場合は1,000円

※1 合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用はありません。

※2 人的控除の差は、表面■所得控除一覧の「人的控除の差」欄をご参照ください。

※3 合計課税所得金額とは、課税標準額の総所得、退職所得、山林所得の合計額です。

【◆ 配当控除】

配当所得に以下の割合を乗じて得た額が所得割から控除されます。

配当の種類	市民税	都民税
一般の配当	1.6%	1.2%
証券投資信託	0.8%	0.6%
一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%

* 課税総所得金額等が1,000万円を超える場合は市民税課までお問い合わせください。

【◆ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除】

以下の割合で所得割から控除されます。

	市民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

【◆ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)】

平成21年から令和7年12月末までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合、以下の①と②のいずれか小さい額が所得割から控除されます。

市民税はその額の3/5、都民税は2/5の割合で控除されます。

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等の額の5% (97,500円を超えるときは97,500円) (※1)

※1 平成26年4月1日から令和3年12月31日(一定の要件を満たした場合には、令和4年12月31日)までに入居した場合等で、消費税率8%または10%にて購入された方については、所得税の課税総所得金額等の額の7% (136,500円を超えるときは136,500円)

【◆ 寄附金税額控除】

前年に①～④に該当する団体へ2,000円を超える寄附(総所得金額等の30%が限度)を行った場合は、「1」と「2」の算式により計算した金額が所得割から控除されます。

① 都道府県・市区町村への寄附金(特例控除対象(※1))

③ 東京都の条例で指定された寄附金

② 東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの、都道府県・市区町村への寄附金(特例控除対象以外)

④ 西東京市の条例で指定された寄附金

1 基本控除 市民税：(①+②+④－2,000円)×6%・・・A

都民税：(①+②+③－2,000円)×4%・・・B

2 特例控除 市民税：(①－2,000円)×(90%－所得税の税率(※2)×1.021(※3))×3/5・・・C

都民税：(①－2,000円)×(90%－所得税の税率(※2)×1.021(※3))×2/5・・・D

市民税控除額＝A＋C 都民税控除額＝B＋D

※1 総務大臣から指定を受けた基準を満たす地方団体への寄附金が対象となります。ふるさと納税の際の申請によりワンストップ特例制度の適用となる場合は、上記A～Dに加えて申告特例控除額(所得税における控除分相当額)の3/5が市民税所得割から、2/5が都民税所得割から控除されます。

※2 特例控除の計算で用いる所得税の税率とは、市民税・都民税の課税総所得金額から人的控除の差を差し引いた金額により求めた5～45%の税率となります。

※3 乗じる1.021は、復興特別所得税に伴うものです。

* 特例控除の額は、所得割額(調整控除後)の20%が上限となります。